

小規模保育事業所の設置認可について

児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項に基づき、小規模保育事業を含む家庭的保育事業等は、市の認可事業となっております。同法第 4 項の規定により、家庭的保育事業等を認可しようとするときは、あらかじめ児童福祉審議会の意見を聴くように定められております。

この度、現在、一般社団法人絲が運営するみらいつむぎ谷津保育園について、事業譲渡により令和 7 年 4 月から運営法人を変更することに伴い、小規模保育事業所の認可申請がありました。習志野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例と照らし合わせ、適合する見込みであることから、習志野市福祉問題審議会において、協議いただき御意見を伺うものです。

《児童福祉法(抄)(昭和 22 年法律第 164 号)》

第三十四条の十五 市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。

② 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

④ 市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(1)スマイスセレンススポーツ保育園谷津

①位置図



②設置予定事業者

	予定事業者	(参考)現運営事業者
事業者名	社会福祉法人白菊会	一般社団法人絲
事業者住所	大分県大分市新川町 1 丁目 1228 番地 1	千葉県千葉市花見川区花園 1 丁目 19-11 田村ビル 201 号
代表者	理事長 後藤伸太郎	代表理事 後藤伸太郎
法人設立年	昭和 44 年 4 月	平成 29 年 4 月
資産の総額	4 億 1,625 万 3,308 円	定めなし
運営施設	認定こども園 1 施設 小規模保育事業 6 施設 放課後デイサービス・児童発達支援 9 施設 その他認可外保育施設等 5 施設	認可保育所 2 施設 小規模保育事業 3 施設

③施設概要等

	予定事業者	(参考)現運営事業者
施設名称	スマイスセレソンスポーツ保育園谷津 (仮称)	みらいつむぎ谷津保育園
事業開始日	令和 7 年 4 月 1 日(予定)	令和 2 年 4 月 1 日
事業の種類	小規模保育事業A型	同左
中学校区	第一中学校区	同左
所在地	習志野市谷津 5-4-8 京成谷津駅前ビル 2F	同左
定員	19 人 (0 歳児:3 人、1 歳児:8 人、2 歳児:8 人)	同左
設備 ※平面図 参照	事業対象延床面積 117.75 m ²	同左
	(1)保育室等 保育室 59.53 m ² (必要面積:52.14 m ²)	同左
	(2)屋外遊戯場 向山 1 号公園(施設からの距離約 280m)	同左
	(3)その他設備 調理室、事務室(医務スペース含)、 沐浴設備、便所等	同左
職員	施設長・保育士 7 名・調理員 1 名 嘱託医 2 名(内科医及び歯科医)	同左 現施設長は異動予定 現保育士のうち 1 名が新施設長 となり、他の職員は引き続き勤務 予定。嘱託医も変更なし。

開所曜日	月曜日から土曜日 (祝日、年末年始除く)	同左
開所時間	7時から19時まで	同左
給食	自園調理	同左
3歳児進級先 (連携施設)	谷津みのり保育園 そらまめ保育園かなでの杜	同左
保育方針等	【保育理念】 にんげん力の向上 【保育目標】 意欲的にあそべる子 いろいろなことに興味が持てる子 心身ともに健康な子	同左

④平面図

